



2026年4月22日

各 位

会社名 株式会社西武ホールディングス
代表者 代表取締役社長兼CEO兼COO 西山 隆一郎
(コード番号：9024 東証プライム市場)
問合せ先 上席執行役員広報部長 多々良 嘉浩
(TEL. 03-6709-3112)

会社名 株式会社西武不動産
代表者 代表取締役社長 齊藤 朝秀

**(変更)「当社連結子会社の株式会社西武不動産による
株式会社イーグランド(証券コード：3294)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び
公開買付開始公告の変更について**

当社が2026年3月31日付で公表した「当社連結子会社の株式会社西武不動産による株式会社イーグランド(証券コード：3294)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に関して、添付資料となる2026年3月31日付「株式会社イーグランド株券等(証券コード：3294)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び2026年4月1日付公開買付開始公告の記載事項の一部について、変更がございましたので、お知らせいたします。

詳細については、株式会社西武不動産(以下「公開買付者」といいます。)が2026年4月22日に公表した、添付の「(変更)公開買付届出書の訂正届出書提出に伴う「株式会社イーグランド株券等(証券コード：3294)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の変更に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上

本資料は、株式会社西武ホールディングスによる有価証券上場規程に基づく開示であるとともに、株式会社西武不動産(公開買付者)が、株式会社西武ホールディングス(公開買付者の親会社)に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて行う公表を兼ねております。

(添付資料)

2026年4月22日付「(変更)公開買付届出書の訂正届出書提出に伴う「株式会社イーグランド株券等(証券コード：3294)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の変更に関するお知らせ」

各 位

会社名 株式会社西武不動産
代表者 代表取締役社長 齊藤 朝秀

(変更) 公開買付届出書の訂正届出書提出に伴う「株式会社イーグランド株券等(証券コード:3294)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の変更に関するお知らせ

株式会社西武不動産(以下「公開買付者」といいます。)は、2026年3月31日開催の取締役会において、株式会社イーグランド(以下「対象者」といいます。)の普通株式及び本新株予約権(注)を金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)による公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを決議し、2026年4月1日より本公開買付けを実施しております。

(注)「本新株予約権」とは、以下の新株予約権を総称していいます。

- ① 2014年7月10日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第5回新株予約権(行使期間は2014年8月1日から2044年7月31日まで)
- ② 2015年7月10日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第6回新株予約権(行使期間は2015年8月1日から2045年7月31日まで)
- ③ 2016年7月11日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第7回新株予約権(行使期間は2016年8月1日から2046年7月31日まで)

今般、公開買付者が公正取引委員会から2026年4月21日付「排除措置命令を行わない旨の通知書」及び同日付「禁止期間の短縮の通知書」を2026年4月21日に受領したことに伴い、2026年4月1日付で提出いたしました本公開買付けに係る公開買付届出書(以下「本公開買付届出書」といいます。)及びその添付書類である同日付公開買付開始公告(以下「本公開買付開始公告」といいます。)について、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するとともに、これらの書面を添付書類に追加するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、本日、本公開買付届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出いたしました。

これに伴い、2026年3月31日付「株式会社イーグランド株券等(証券コード:3294)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び本公開買付開始公告の内容を下記のとおり変更いたしますので、お知らせいたします。

なお、本変更は、法第27条の3第2項第1号に定義される買付条件等を変更するものではありません。
また、変更箇所には下線を付しております。

記

I 2026年3月31日付「株式会社イーグランド株券等(証券コード:3294)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更内容

2. 買付け等の概要

(10) その他買付け等の条件及び方法

- ② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

(変更前)

金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)

第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第 3 号イ乃至チ及びヌ、第 4 号並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事情のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、①対象者の業務執行を決定する機関が、本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする剰余金の配当（株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者が 2025 年 6 月 25 日に提出した「第 36 期有価証券報告書」（以下「対象者有価証券報告書」といいます。）に記載された 2025 年 3 月 31 日現在の純資産の帳簿価額の 10%に相当する額（1,149,381 千円（注））未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合（具体的な剰余金の配当の額を示さずに、本公開買付けに係る決済の開始日前を剰余金の配当の基準日とする旨を決定した場合を含みます。）又は上記配当を行う旨の議案を対象者の株主総会に付議することを決定した場合、及び②対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得（株式を取得するのと引換えに交付する金銭その他の財産の額が、対象者有価証券報告書に記載された純資産の帳簿価額の 10%に相当する額（1,149,381 千円）未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合には、対象者における会社財産の社外流出が大きく本公開買付けの目的の達成に重大な支障となることから、令第 14 条第 1 項第 1 号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」に該当する場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。また、令第 14 条第 1 項第 3 号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

なお、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに独占禁止法第 10 条第 2 項の定めによる公正取引委員会に対する公開買付者の事前届出に関し、措置期間及び取得禁止期間が満了しない場合、排除措置命令の事前通知がなされた場合、及び独占禁止法第 10 条第 1 項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第 14 条第 1 項第 4 号の「可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

<後略>

(変更後)

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第 3 号イ乃至チ及びヌ並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事情のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、①対象者の業務執行を決定する機関が、本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする剰余金の配当（株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者が 2025 年 6 月 25 日に提出した「第 36 期有価証券報告書」（以下「対象者有価証券報告書」といいます。）に記載された 2025 年 3 月 31 日現在の純資産の帳簿価額の 10%に相当する額（1,149,381 千円（注））未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合（具体的な剰余金の配当の額を示さずに、本公開買付けに係る決済の開始日前を剰余金の配当の基準日とする旨を決定した場合を含みます。）又は上記配当を行う旨の議案を対象者の株主総会に付議することを決定した場合、及び②対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得（株式を取得するのと引換えに交付する金銭その他の財産の額が、対象者有価証券報告書に記載された純資産の帳簿価額の 10%に相当する額（1,149,381 千円）未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合には、対象者における会社財産の社外流出が大きく本公開買付けの目的の達成に重大な支障となることから、令第 14 条第 1 項第 1 号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」に該当する場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。また、令第 14 条第 1 項第 3 号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

<後略>

II 本公開買付開始公告の変更内容

2. 公開買付けの内容

(11) その他買付け等の条件及び方法

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

(変更前)

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、①対象者の業務執行を決定する機関が、本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする剰余金の配当（株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者が2025年6月25日に提出した「第36期有価証券報告書」（以下「対象者有価証券報告書」といいます。）に記載された2025年3月31日現在の純資産の帳簿価額の10%に相当する額（1,149,381千円（注）未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合（具体的な剰余金の配当の額を示さずに、本公開買付けに係る決済の開始日前を剰余金の配当の基準日とする旨を決定した場合を含みます。）又は上記配当を行う旨の議案を対象者の株主総会に付議することを決定した場合、及び②対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得（株式を取得するのと引換えに交付する金銭その他の財産の額が、対象者有価証券報告書に記載された純資産の帳簿価額の10%に相当する額（1,149,381千円）未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合には、対象者における会社財産の社外流出が大きく本公開買付けの目的の達成に重大な支障となることから、令第14条第1項第1号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」に該当する場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。また、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実^ニに準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

なお、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含み、以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項の定めによる公正取引委員会に対する公開買付者の事前届出^ニに関し、措置期間及び取得禁止期間が満了しない場合、排除措置命令の事前通知がなされた場合、及び独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

<後略>

(変更後)

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第3号イ乃至チ及びヌ並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、①対象者の業務執行を決定する機関が、本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする剰余金の配当（株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者が2025年6月25日に提出した「第36期有価証券報告書」（以下「対象者有価証券報告書」といいます。）に記載された2025年3月31日現在の純資産の帳簿価額の10%に相当する額（1,149,381千円（注）未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合（具体的な剰余金の配当の額を示さずに、本公開買付けに係る決済の開始日前を剰余金の配当の基準日とする旨を決定した場合を含みます。）又は上記配当を行う旨の議案を対象者の株主総会に付議することを決定した場合、及び②対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得（株式を取得するのと引換えに交付する金銭その他の財産の額が、対象者有価証券報告書に記載された純資産の

帳簿価額の10%に相当する額(1,149,381千円)未満であると見込まれるものを除きます。)を行うことについて、対象者における会社財産の社外流出が大きく本公開買付けの目的の達成に重大な支障となることから、令第14条第1項第1号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」に該当する場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。また、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実」に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

<後略>

以 上